

迫川地区における乗合タクシー 試験運行計画案

岡山市における生活交通の役割・位置づけ

【役割①】 公共交通の利用が不便な地域における日常生活の移動手段

- 現在、公共交通の利用が不便な地域に20万人居住しており、このような地域での移動手段を確保する。

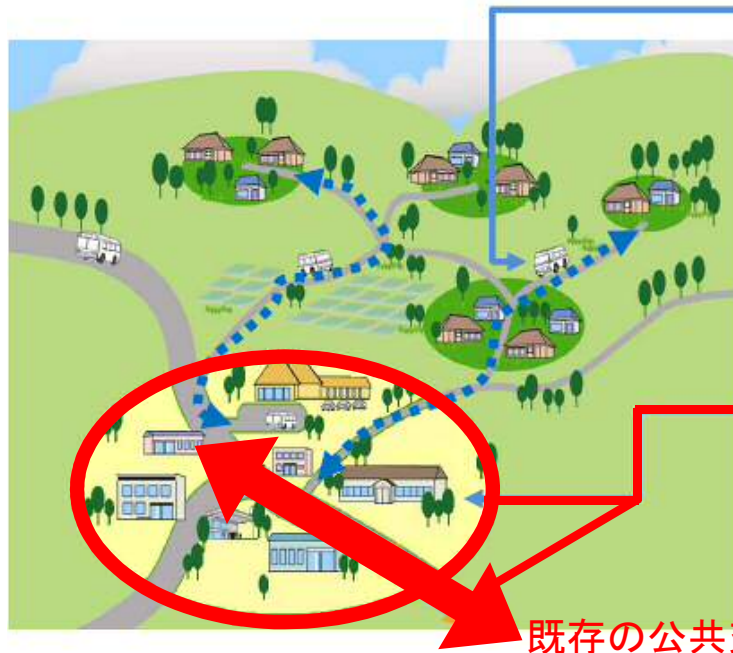
【役割②】 外出機会を創出し、地域活力を維持・向上する手立て

- 高齢者等の交通弱者の移動手段を確保し、地域の商業店舗や病院に結ぶことで、地域内の消費活動を創出する。

【役割③】 地域で地域の公共交通を考えるきっかけ

- 地元組織が主体となって企画・導入・運用を行うことで、地域で地域の公共交通を考える機会とする。
- 既にある地域の公共交通（タクシーを含む）が活用できるように配慮し、中長期的に公共交通指向への転換を目指す。

■生活交通の導入イメージ



■生活交通の確保

鉄道やバスが利用しづらい地域を対象に、デマンド交通等の導入により、日常生活に必要な交通手段を確保する。

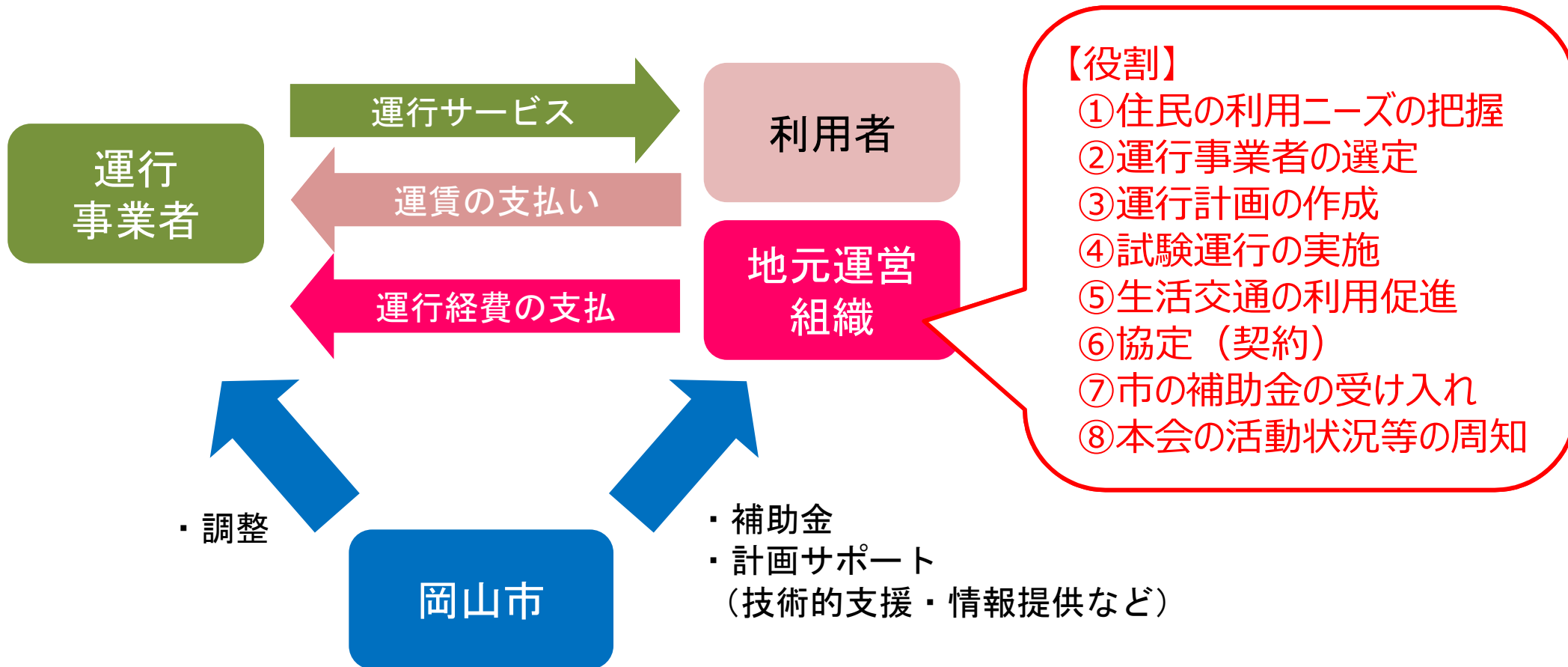
■地域の施設や公共交通へ接続

地域のニーズを踏まえつつ、スーパーや病院等日常生活に必要な施設や、駅やバス停等の既存の公共交通へ接続する。

既存の公共交通

新たな生活交通導入の検討・運用体制

- 導入検討の意向がある地域で**運営組織**を立ち上げ、そこが**主体**となって**検討・運用**を行う。
 - 迫川地区では、地元運営組織「**迫川地区生活交通を考える会**（会長：近藤 嘉也／茂曾路町内会長）」を設立
 - 市は、**生活交通の理念**に則って、ニーズ調査や運行計画策定に関する**技術的支援**と**補助金**により地元運営組織を支える



乗合タクシー「ブンタク」 試験運行計画案

(1) 迫川地区での運行サービス

- 指定の路線を運行し、停留所の時刻設定が定時である「**路線不定期運行**」を採用

1 電話で予約



明日、**1便**で
停留所Bから
停留所Fまで
お願いします。

<時刻表>

停留所	1便	3便	5便
停留所 A	8:40	10:40	14:40
停留所 B	8:45	10:45	14:45
停留所 C	8:50	10:50	14:50
	⋮	⋮	⋮

デマンド型
公共交通サービス

乗車



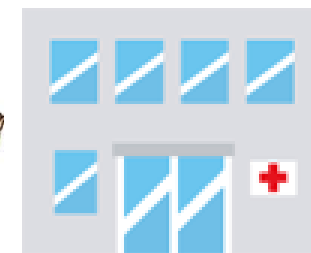
2 停留所で乗車

3 運賃支払い

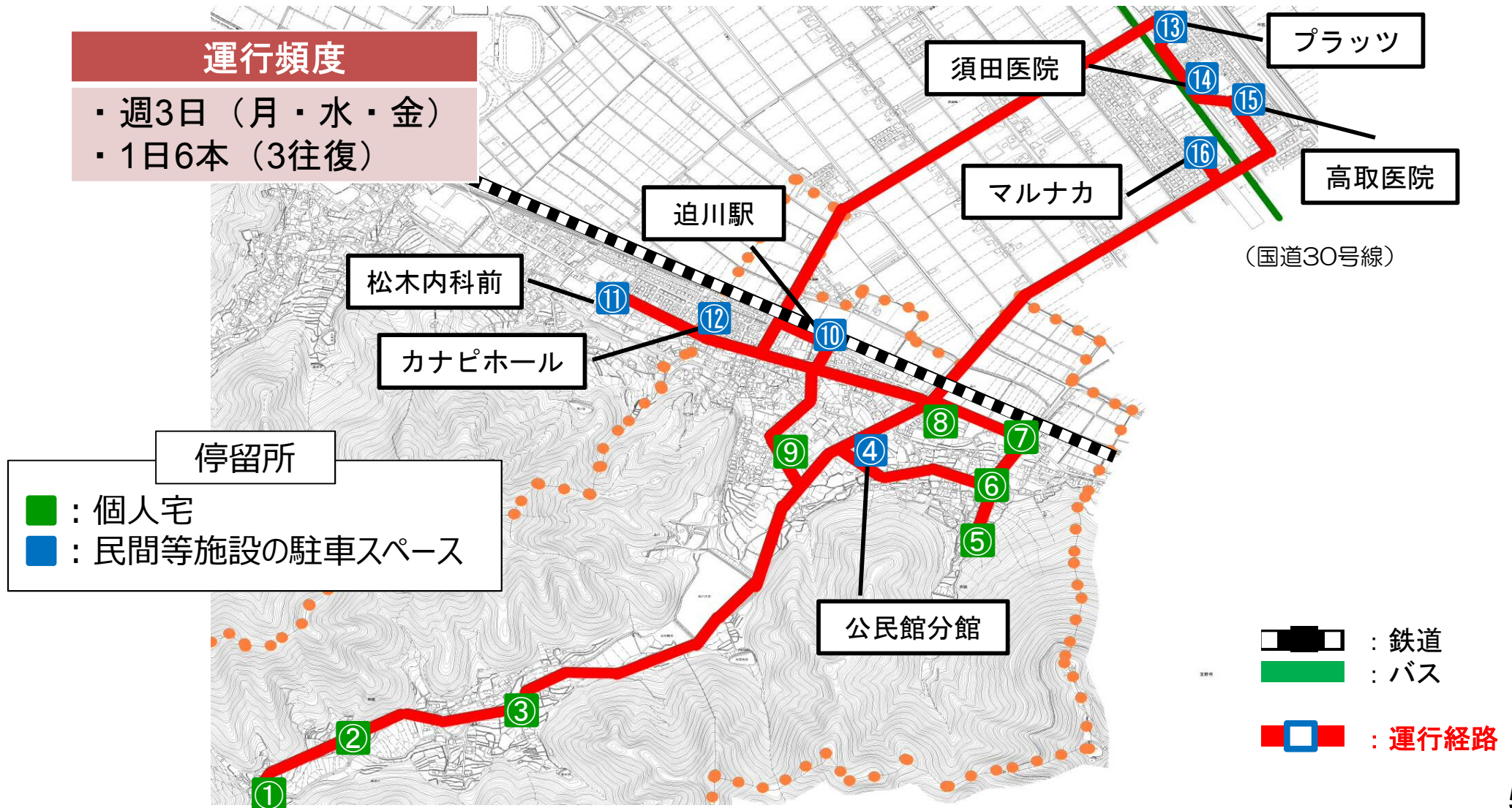
運行ルート

4 停留所で降車

降車



- **路線**は、迫川地区と国道30号線沿いのスーパー・病院を結ぶエリア
- **運行頻度**は、月・水・金の週3日、1日あたり6便(3往復)



運行曜日

月 火 水 木 金 土 日

運行時刻

※各停留所の発着時刻を指定する予定

<行き> 迫川地区⇒国道30号 方面

<帰り> 国道30号⇒迫川地区 方面

停留所	行き 1便	行き 2便	行き 3便
①～⑫	8:40 ↓ 9:00	9:40 ↓ 10:00	14:40 ↓ 15:00
⑬～⑯	9:00 ↓ 9:10	10:00 ↓ 10:10	15:00 ↓ 15:10

停留所	帰り 1便	帰り 2便	帰り 3便
⑯～⑬	10:20 ↓ 10:30	11:20 ↓ 11:30	16:20 ↓ 16:30
⑫～①	10:30 ↓ 10:50	11:30 ↓ 11:50	16:30 ↓ 16:50

運行事業者に求める予約受付サービス

- ① 予約受付時間は、土曜、休日及び年末年始を含む毎日とする（24時間対応）。
- ② 各便の予約は、1便目は前日までとし、その他の便は始点停留所到着時刻の概ね1時間前。
（予約取り消しの受付時間は、始点停留所到着時刻の概ね30分前）。
- ③ 車両の定員を超える予約があった場合には、原則として増車を行う。

運行事業者

- ・公募により、運行対価と運行サービスに関する提案書とヒアリング結果に基づき、地元検討組織が複数の交通事業者の中から選定
- ・常用のタクシー車両及び関連施設を併用する

	岡山旭交通株式会社
代表者名	代表取締役 大賀 道明
本社所在地	岡山市南区芳泉 2-4-26
電話番号	086-805-1566
FAX番号	086-241-5627
設立年月日	平成13年8月8日
資本金（万円）	2,000
従業者数	86人
車両台数	76台
営業所	なし
主な事業内容	一般乗用旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業

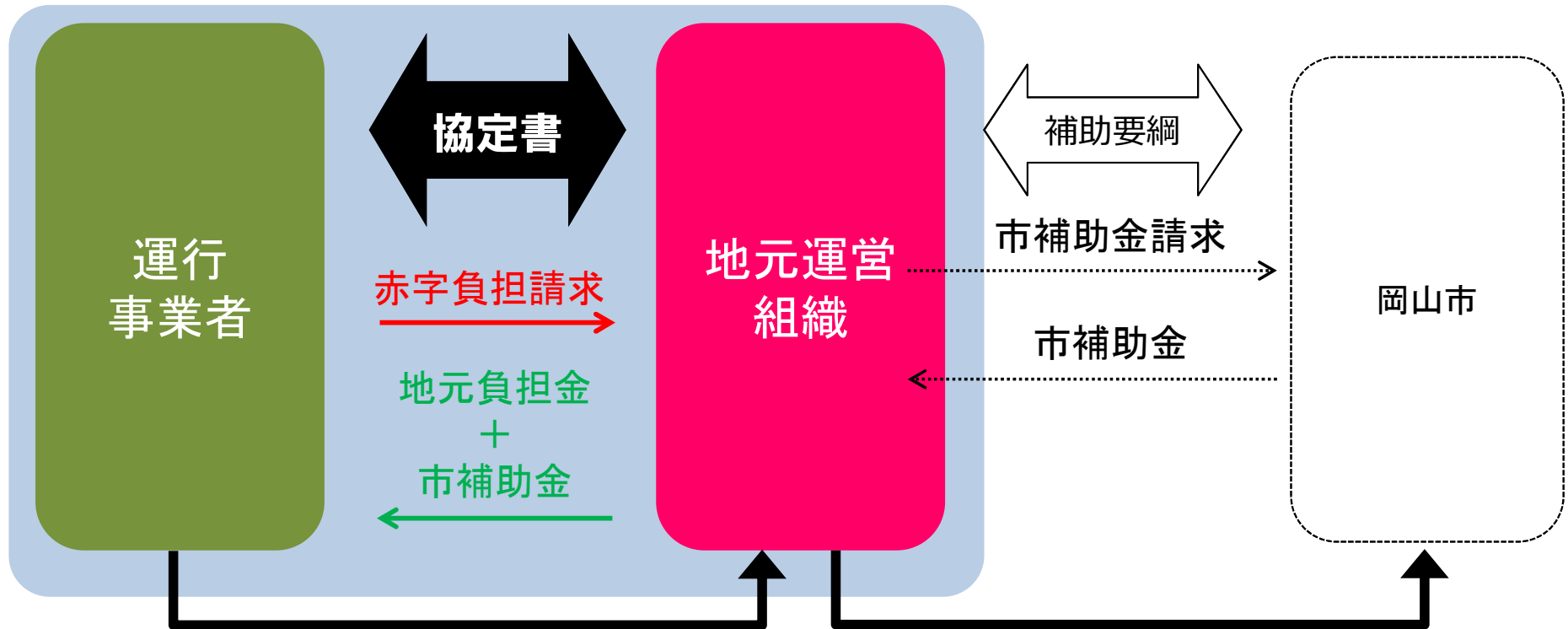
(2) 運賃設定

- **運行経費**は、地域のタクシー事業を圧迫しないように、**タクシー料金**を基本に考える。
- 4人乗りの場合、乗合交通として最大4名乗車できることを前提に、**タクシー料金を4で除した金額**を利用料金(1人1回)とする。

項目	内容
運行頻度	週3日、1日6本(3往復)
運行距離	約6.5km
運行サービスの対価	1便あたり 2600 円 (運行事業者が提案)
利用料金	1人1回 650 円 (=2600÷4) ※6歳未満は無料 ※12歳以下は300円 ※身体障害者手帳又は療育手帳、愛カード提示者は600円
運行サービスの対価 (総額)	実際の運行回数 × 2600 円

(3) 契約・支払い手続き

- **地元運営組織**は、運行サービスと対価の支払い等に関して、**運行事業者**と協定書を締結。
- **市**は、**地元運営組織**に対して、要綱に基づき補助金を交付。
- **運行事業者**は、**地元運営組織**に、稼働・利用状況を書類で報告。
 - 運行事業者は、指定する統一フォーマットで収支計算書や稼働・利用情報を書類報告し、地元運営組織と市で、各種請求内容を確認する。

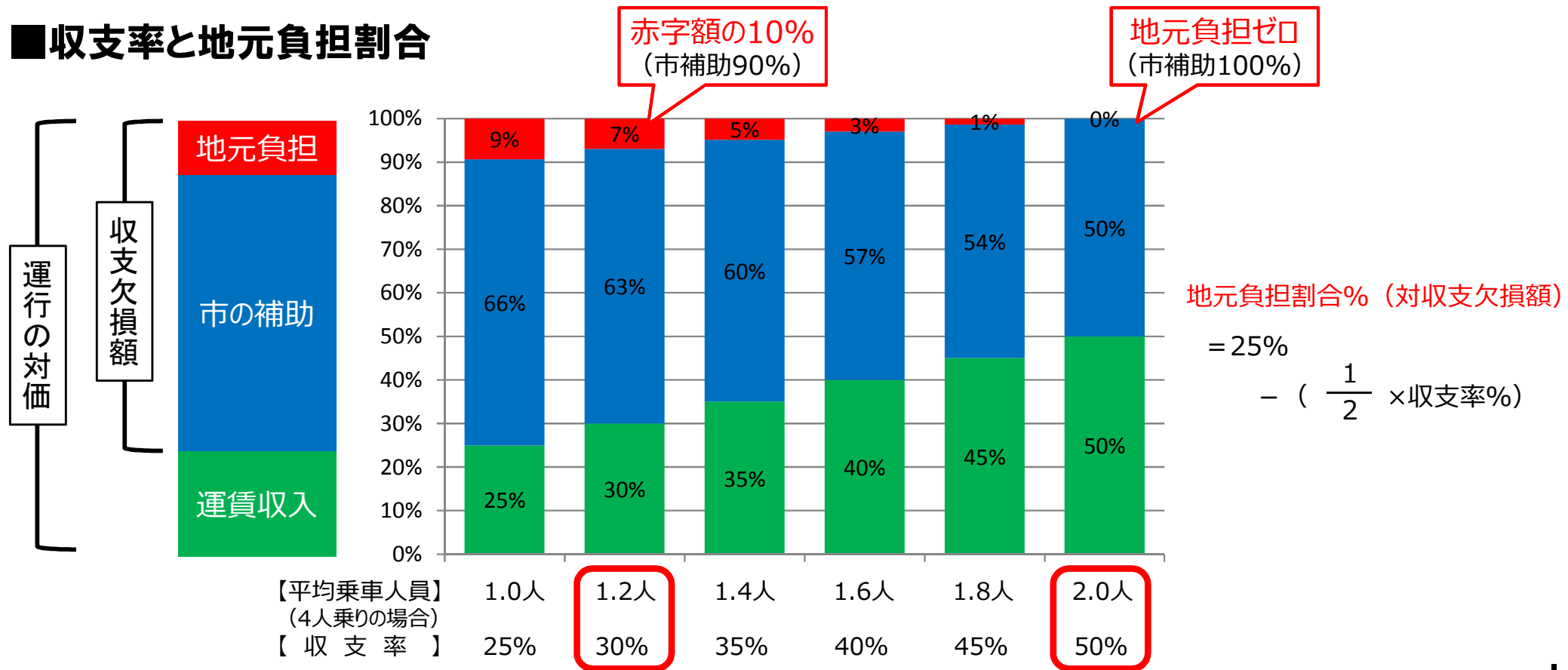


毎月の稼働・利用状況を報告し、地元運営組織と市がチェック・モニタリング

(4) 運行費用の負担

- 地元運営組織が支払う欠損額の負担割合は、「乗合交通としての運用」と「地域の主体的な運用」を同時に成立させるため、収支率30%となれば欠損額の10%(90%を市補助)とし、収支率50%となればゼロ(100%を市補助)となるように、収支率に応じて変動させる仕組みとする**

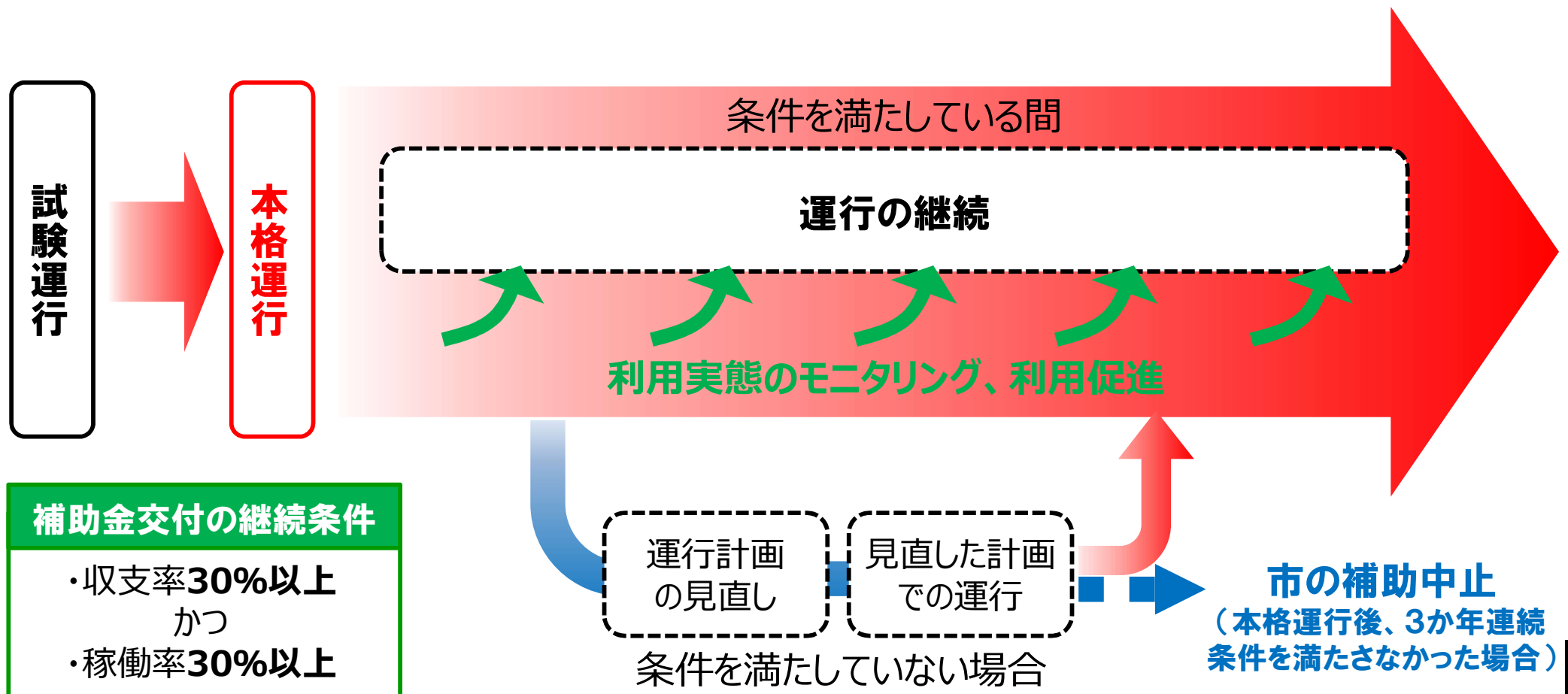
■収支率と地元負担割合



(5) 補助金交付のルール

- 「乗合交通としての運用」と「地域の主体的な運用」を同時に成立させるため、補助金交付の継続条件を設置

- 収支率30%未満または稼働率30%未満の場合、利用促進や運行改善を要求
- 改善しない場合、本格運行後、最短3年間で市の補助を中止する



(6) 試験運行スケジュール

- 試験運行は、平成30年3月までを運行期間とし、その間、利用状況等に基づき必要に応じて運行計画の見直しを行い、平成30年度以降の本格運行移行を想定する。

